

日本女子体育大学「桐の会」規約

第1条 この会は、日本女子体育大学「桐の会」（以下「本会」という。）と称する。

第2条 本会は、日本女子体育大学（以下「大学」という。）の教育方針に則り、大学と大学在学生の父母・保証人（以下「父母等」という。）との連絡を密にし、学生の修学と福利厚生等を援助し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会は、大学在学生の父母等で組織する。

第4条 本会の会費は、年額8000円とする。

（1）本会の会費は、年度始めに徴収する。

（2）本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（3）本会の決算書は、毎会計年度終了後2か月以内に作成し、会計監査を経て役員会及び総会に報告する。

第5条 本会に次の役員を置く。

（1）会長

（2）副会長

（3）幹事

（4）監事

2 役員の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

3 前項にかかわらず役員は、次期役員が決するまでの間、その事務を行う。

第6条 幹事は、各学年次の会員から、原則として各4名を選び、総会の議を経て委嘱する。

第7条 役員の選出は次のとおりとする。

（1）会長は、幹事の中から1名選出する。

（2）副会長は、幹事の中から2名選出する。

（3）監事は、幹事の中から2名選出する。

第8条 役員の任務は、次のとおりとする。

（1）会長は、会を代表し、役員会、総会を主宰し、会務を総理する。

（2）副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その任務を代行する。

（3）監事は、本会の会計を監査する。

第9条 本会を運営するため、役員会及び総会を置く。

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

（1）幹事の中から会長及び副会長候補の選出

（2）監事候補の選出

（3）総会に提出する議案原案に関する事項

（4）その他本会の運営に必要な事項

第11条 役員会は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、役員以外の者にも出席を求めて意見を聞くことができる。

第12条 総会は、会長が毎年1回招集する。ただし、必要に応じて、会長は臨時に総会を招集することができる。

第13条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 会長、副会長及び監事の選出

(2) 予算及び決算

(3) 事業計画

第14条 役員会及び総会の議事は、出席者の過半数によって決定する。

第15条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、学生部長をもってあて、本会の運営について助言する。

第16条 本会の事務処理は、大学事務局学生課があたる。

第17条 本会の規約は、総会の議決によらなければ変更することができない。

第18条 本会の運営に必要な細則は、役員会で決定し、総会に報告する。

附 則

1 この規約は、平成12年4月22日から施行する。

2 平成27年5月30日改定

3 平成30年5月26日改定

4 令和7年6月7日改定